

議 員 の 派 遣

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

民生常任委員会先進地視察調査

- (1) 目 的 民生常任委員会に必要な知識及び情報を修得し、議会機能の向上に資するため、先進地の視察調査を行うもの。
- (2) 派遣場所 道央圏（札幌市近郊ほか）
- (3) 期 間 平成26年5月15日～16日（2日間）
- (4) 派遣議員 民生常任委員会 7人
- (5) そ の 他 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。